

「おいしが うれしが」キャンペーンポスター著作権使用基準

第1 目的

「おいしが うれしが」キャンペーン（以下「キャンペーン」という。）の実施にあたり、滋賀県が所有するキャンペーンのポスターに関する著作権（以下「ポスター著作権」という。）の適正な使用を確保するため、必要な事項を定める。

第2 ポスター著作権の使用等

- 1 ポスター著作権は、「おいしが うれしが」キャンペーン実施要領第2の4に定める「登録事業者」が、キャンペーンの趣旨に則り情報発信やPRを行う際に、無料で使用できるものとする。
- 2 使用できるポスター著作権の種類や使用方法は、滋賀県農政水産部みらいの農業振興課食のブランド推進室長（以下「室長」という。）が指定する。
- 3 ポスター著作権の使用を希望する登録事業者は、「おいしが うれしが」キャンペーンポスター著作権使用申込書（様式1）を室長に提出する。
- 4 室長は、3により提出のあった使用申込書を確認し、問題がない場合はポスター著作権を貸出しする。
- 5 室長は、必要に応じ、登録事業者に対してポスター著作権の使用状況について、様式2による報告を求めることができる。

第3 事故、苦情等の処理

- 1 登録事業者は、ポスター著作権の使用に伴い事故、苦情等が発生した場合は、自らの責任のもとに誠意をもって適切な措置を講じなければならない。
- 2 前項に規定する事故等について、室長はその責を負わないものとする。

第4 その他

この基準に定めるほか必要な事項は、別途定める。

附則

この基準は、平成20年7月25日から施行する。

附則

この基準は、平成20年10月7日から施行する。

附則

この基準は、平成26年9月1日から施行する。

附則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

(様式1)ポスター著作権使用申込書

「おいしが うれしが」キャンペーンポスター著作権使用申込書

年 月 日

滋賀県 農政水産部

みらいの農業振興課 食のブランド推進室長 あて

住所

名称

代表者名

「おいしが うれしが」キャンペーンポスター著作権使用基準第2の3により、下記のとおり申し込みます。

記

店舗名等 (複数ある場合)	使用予定期間	使用予定 印刷物・場所等	配布予定部数または 設置予定箇所数等	備考

「おいしが うれしが」キャンペーンポスター著作権使用状況報告書

年 月 日

滋賀県 農政水産部

みらいの農業振興課 食のブランド推進室長 あて

住所

名称

代表者名

「おいしが うれしが」キャンペーンポスター著作権の使用状況について、下記のとおり報告します。

記

店舗名等 (複数ある場合)	使用期間	使用した 印刷物・場所等	配布部数または 設置箇所数等	備 考

※作成したポスター等の原本を添付すること（添付できない場合は、使用状況が確認できる写真等を添付すること）。